

# 狛江市福祉サービス第三者評価 受審費補助制度について

補助対象事業（サービス種別）	
介護保険事業	障がい者（児）関係事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問介護</li> <li>○訪問入浴介護</li> <li>○訪問看護</li> <li>○特定施設入居者生活介護</li> <li>○福祉用具貸与</li> <li>○居宅介護支援</li> <li>○通所介護（地域密着型・認知症対応型含む）</li> <li>○短期入所生活介護</li> <li>○小規模多機能型居宅介護</li> <li>○認知症対応型共同生活介護</li> <li>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○居宅介護</li> <li>○生活介護</li> <li>○自立訓練</li> <li>○就労継続支援B型</li> <li>○多機能型事業所</li> <li>○児童発達支援事業</li> <li>○放課後等デイサービス</li> <li>○障がい児多機能型事業所</li> </ul>

補助金額	
補助率10/10の事業	補助率2/3の事業
<p>【介護保険事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○（介護予防）認知症対応型共同生活介護</li> </ul> <p>【障がい者（児）関係事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活介護</li> <li>○自立訓練</li> <li>○就労継続支援B型</li> <li>○多機能型事業所</li> </ul> <p>上記の事業については評価を受審するために評価機関に対し支出した費用全額（上限額60万円）を補助</p>	<p>左記「補助率10/10の事業」に記載のある事業以外については、評価を受審するために評価機関に対し支出した費用のうち2/3の額（上限額20万円）を補助</p>

受審費補助申請・請求については、裏面の「申請・請求の流れ」をご確認ください。

※上記の補助制度については、「狛江市福祉サービス第三者評価受審費補助金交付要綱」に基づく補助制度であり、他にも各種補助制度がある場合があります。

# 第三者評価受審費補助 申請・請求の流れ

必ず

評価機関と契約する前に…

評価機関より見積書をとってください。

「第三者評価受審費補助認定申請書(様式第1号)」を提出してください。

★評価機関の「見積書」の写しを添付

市より「第三者評価受審費補助承認通知書」が交付されます。

評価機関と契約を結び、第三者評価を実施します。その後、評価機関から評価報告書を受取り、受審費用を支払います。  
※契約の際に確認してください！補助金交付に領収書(法令により印紙税が課されている場合は収入印紙貼付)が必要です！

「第三者評価受審完了報告書(様式第4号)」を提出してください。

★評価機関の発行する「評価報告書」の写しを添付(要原本提示)

「第三者評価受審費補助金交付申請書(様式第5号)」を提出してください。

★評価機関へ支払った「領収書」の写しを添付(要原本提示)

市より「第三者評価受審費補助金交付決定通知書」が交付されます。

「第三者評価受審費補助金交付請求書(様式第8号)」を提出してください。

請求書を提出してから、約1ヶ月後に受審費の補助決定額が振り込まれます。

同時に提出できます

3月末までに提出してください

※予算を確保しておく必要があるため、受審する年の前年度の受審予定調査時に、「翌年度受審予定あり」とご回答ください。